

麗澤大学後援会学生表彰内規

(平成 20 年 4 月 1 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日最近改正)

(目的)

第 1 条 この内規は、麗澤大学（以下「大学」という）の学生および学生団体に対する後援会による表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 表彰の対象とする活動は、次のいずれかとする。

- (1) 学術研究活動において、学会等により触れた評価を受けたもの
- (2) 課外活動において、各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収めたもの
- (3) 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となったあるいは社会的に評価を受けた個人および学生団体

(種類)

第 3 条 表彰の種類は、次のとおりとする

- (1) 後援会長賞（国際的または全国レベルのもの）
- (2) 後援会賞（関東レベルのもの）
- (3) 後援会奨励賞（県レベルまたは学内の活動において相当の活動と認められるもの）

(決定)

第 4 条 会長は、大学に候補者の推薦を依頼し、大学からの推薦を後援会庶務が取りまとめ、役員会において選定する。

(表彰方法)

第 5 条 表彰は、1 1 月と 3 月に開催する役員会で行うことを原則とする。

2 表彰は、会長が別記様式による表彰状および次の副賞を授与することにより行う。

3 表彰後、会員に対して広く周知することとする。

(事務)

第 6 条 表彰に関する事務は、役員会庶務が行う。

(改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認を得ることとする。

附 則

1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、平成 25 年 4 月 27 日から改定施行し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

3 この内規は、平成 29 年 4 月 29 日から改定施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用する。